

特記仕様書

1. 作業全般

- (1) 請負事業の全般に係わる一般的な事項は、造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) 作業時は作業を周知する看板を常時設置するものとする。
- (3) 作業中は歩道入口等に立入禁止看板を設置し、必要に応じ誘導員を配置し、第三者の安全を確保するものとする。
- (4) 歩道沿い、公道、境界沿い等の伐倒では、チルホール等を使用し伐倒方向を確実にするものとする。
- (5) 奥日光地区は、日光国立公園第1種特別地域に指定されていることから、作業に当たってはきめ細かく注意を払い景観にも配慮するものとする。また、事業によって生じたゴミ等は林内に残さず回収するものとする。
- (6) 業務期間中の作業日程は、事前に監督職員と協議のうえ決定すること。
- (7) その他疑義が生じた場合は監督職員と協議のうえ実行すること。

2. 伐倒、枝払、玉切等

- (1) 伐倒作業姿勢に危険を伴い法面からの滑落の恐れが生じる処理対象木の伐倒については、確実に滑落防止の対策を講じること。
- (2) 伐倒方向は樹形、隣接木の状況、地形及び風向き等を考えて最も安全な方法を選ぶこととする。
- (3) 伐採点は、山側の地際を標準とするものとする。
- (4) 処理した危険木は、適当な長さに玉切りを行い、監督職員の指示により林内に安定させた状態で存置すること。
- (5) 伐倒処理木については、根株切口径長（cm）を写真で計測記録し、木材チョーク又は明瞭に確認できる印（番号）を根株に表示整理のうえ監督職員の確認を受けるものとする。

3. 安全管理

- (1) チェーンソーを用いて、作業を実施する場合には、厚生労働省において定めるチェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日基発1207第3号、改正令和2年1月31日基発0131号。）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。また、作業着手前に「チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画」を作成し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、厚生労働省において定める「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日基発461号の3、改正令和2年1月31日基発0131第4号。）を確実に守り、事業実行中の安全管理を徹底すること。